

件名：新型コロナウイルスに関する注意喚起（ムンバイ大都市圏入境に関する水際対策措置）（2021年9月3日）

#### 【ポイント】

- 9月1日、ムンバイ市行政当局は、指定国（英国、欧州、中東、南アフリカ、ブラジル、バングラデシュ、中国、モーリシャス、ニュージーランド及びジンバブエ）から、ムンバイ空港を利用して同大都市圏に入境する場合、到着時の空港にて自己負担によるPCR検査を実施する旨発表しました。
- 9月3日より全ての国際線渡航者でムンバイ大都市圏に入境する者は、14日間の自宅隔離措置が必要となります。

#### 【本文】

1 9月1日、ムンバイ市行政当局は、指定国（英国、欧州、中東、南アフリカ、ブラジル、バングラデシュ、中国、モーリシャス、ニュージーランド及びジンバブエ）から渡航する、もしくは同指定国を経由してムンバイ空港に到着し、かつムンバイ大都市圏に入境する者に対して出発前72時間以内に検査したPCR陰性証明書の事前提出の他、ムンバイ空港到着時に自己負担によるPCR検査（600ルピー）を実施する旨発表しました。

日本からの入国者については、現時点まで同措置の対象とはなっておりません。

2 ムンバイ大都市圏に入境する全ての国際線利用者に対しては、自己申告書の提出と14日間の自宅隔離が義務付けられました。

詳細については、以下の通達をご確認ください。

#### 【URL】

<https://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/files/100230440.pdf>

#### 【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話（91-22）2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>